

IFRS News

July 2009

vol. **2**

IFRSニュースへようこそ。ー Grant Thornton インターナショナルIFRSチームから四半期毎に、国際財務報告基準 (IFRS) の動向や話題のテーマに対する見方、Grant Thornton インターナショナルIFRSチームの意見や見解をお届けします。

2009年第3号は、まず、中小企業向けの国際財務報告基準 (SME向けIFRS) に関する公表について紹介し、続いて国際会計基準審議会 (IASB) が計画中の金融商品の認識および測定に関する現行基準、IAS第39号の改訂版作成について取り上げました。IASBは2010年中にIAS第39号の全要件を改訂することを最終的な目標としており、最近3ヶ月間には多くの進展がありました。

次に、金融危機を受けて最近3カ月間に実施された基準の修正、および全般的な進捗について検討します。最後に、IASBが現在、意見を募集して公開している提言と、間もなく発効される新基準の施行日をまとめます。



中小企業向けIFRS

IASBは長い策定期間を経て、ようやく中小企業向けの国際財務報告基準(SME向けIFRS)を公表しました。

SME向けIFRSは、公的説明責任がなく完全にIFRSを導入するには費用負担が大きすぎる企業の財務報告の必要性に対して、国際的アプローチが必要であることに応えることを目的としています。

同基準では、企業規模の基準を定める代わりに、中小企業とは公的説明責任がない企業であると定義しています。公的説明責任がある企業とは、一般的に、上場している企業か、幅広く存在する外部の第三者のために受託者の立場で主要事業の1つとして資産を保有している企業です。

SME向けIFRSは基本的に独立した文書として機能するように意図されたもの

企業規模の基準を欠くということは、一部の大手非公開企業が同基準を利用できるということを意味します。しかし、実際にどの企業がSME向けIFRSの利用を義務付けられるか、また認められるかという最終的な判断は、個々の規制当局および基準設定者次第です。

基準そのものに関しては、SME向けIFRSは基本的に独立した文書として機能するよう意図されており、IFRSを相互参照することは強制されていません。IFRSでは特定の取引に適用可能な様々な会計処理の選択肢を認めているのに対して、同基準では中小企業が利用できる選択肢の数を減らし、完全版の要件を簡略化した基準を作成しています。例えば、有形固定資産を再評価する選択肢はありません。

これ以外にも完全版IFRSとは次のような重要な差があります。

- ・ のれんは取得原価から償却累計額と減損累計額を差し引いて測定。企業がのれんの耐用年数を確実に見積もれない場合、耐用年数は10年とする。
- ・ 確定給付型年金制度を処理する方式は簡素化され、IAS第19号の「回廊アプローチ」に該当するものはない。
- ・ IAS第39号では金融資産は4分類あるが、2分類(取得原価と公正価値)のみ。しかし、SME向けIFRSが独立した性格を持っている中で例外として、企業は望めば、IAS第39号の認識と測定の完全な適用を選択できる。
- ・ 過大な費用や作業なしに公正価値を確実に測定できる投資用不動産のみ公正価値で計上できる。
- ・ すべての借入費用は費用処理になる。

1株利益や中間決算の発表などSMEには関係がないと思われる項目はSME向けIFRSから除外されています。しかし、IASBはIFRS第2号で規定する「株式報酬」の原則はSMEが実施する株式報酬に対して適切と見なしており、この分野の要件は同基準に基づいています。

IASBが基準を発表したことで、次の段階として適用される地域とその時期が注目されます。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

グラント・ソントン・インターナショナルIはSME向けIFRSの発表を歓迎しています。完全版IFRSより負担が軽い財務報告の国際的なアプローチに対して、中小企業セクターから強い要望があると思われます。また、公的説明責任がないセクターの財務情報の利用者は上場企業の財務諸表の利用者とは同じ要求は持っていないと思われます。

中小企業セクターの企業会計に対する国際的なアプローチの導入により、国際的に認められた一連の基準の適用という事実により銀行やその他金融機関が安心感を抱くことで、財務諸表は信頼を得られるようになるでしょう。

今後は、同基準を利用できる企業とその時期に関する決定は各国の立法機関に委ねられることになります。SME向けIFRSを利用した財務諸表の作成費用からみて、非常に小規模な企業の利用には向かない可能性はありますが、公的説明責任がないセクターの多くの企業にとって同基準は有益になると考えています。

IASBがIAS第39号を包括的に見直し

金融商品の認識および測定基準の改訂に向けた3段階の計画

世界的な金融危機を受けて、IASBはIAS第39号「金融商品：認識および測定」を包括的に見直すことで意見が一致しました。

IAS第39号は一般的に最も複雑な基準であると考えられています。そのためIASBは3段階に分けて見直しを行い、2010年までに現行の全要件を改訂する予定です。これは認識の中止および公正価値の測定に関する公開草案に加えての措置です（次節を参照）。3段階は以下のように計画されています。

- ・ 第1段階－分類および測定に関する公開草案が今年7月14日に公表されました。要件案の強制的な適用は2012年1月以降ですが、IASBは早期適用が認められることを暫定的に決定しました（2009年度の財務諸表への早期適用が可能となるよう、第1段階を間もなく終了させる見通しです）。
- ・ 第2段階－減損に関する公開草案を今年10月に発表。発表前にIASBは減損に対する期待キャッシュ・フロー方式に関する意見を募集しました。
- ・ 第3段階－ヘッジ会計に関する公開草案を今年12月に公表。

この順番で問題に取り組むのは、金融危機の最中に生じた懸念の多くはIAS第39号の分類および測定要件と関連していたためです。特に、こうした要件は負債商品の減損の測定に影響を与えます。したがって、IASBはまずこの問題に取り組むことを決定しました。基本的な分類と測定の基準を設定する前に減損とヘッジに対応するのは非現実的です。

分類および測定に関する公開草案の中で、IASBは金融商品を公正価値または償却原価のいずれかで測定する2つの測定分類方式を提案しています。償却原価法の適用が会計上の不一致を起こす可能性がある場合は、当初認識時に「公正価値オプション」を適用できますが、公正価値と償却原価との分類の再分類は禁止されています。



IASBは金融商品の認識の中止要件の改善を提案

公開草案はオフ・バランスシートリスクに対するIASBの見直しの一部

IASBは「認識の中止：IAS第39号とIFRS第7号の改訂案」を発表しました。公開草案はオフ・バランスシート処理に対するIASBの包括的な見直しの一部で、金融商品の認識の中止要件の改善を目的としたものです。

金融商品の認識の中止はIAS第39号「金融商品：認識および測定」で取り扱っています。これらの要件はリスクと経済的便益、支配と継続的関与といった様々な認識の中止に関する概念の要素を組み合わせたもので、過去に認識された金融資産すべての認識を中止すべきか、あるいは一部の認識を中止すべきかを決定するために、定められた順番で適用されています。IASBはこうした「混合方式」をとることで複雑さが増し、適用上の問題が起これと考えています。中でも、証券化や他の複雑な金融の仕組みに対する同基準の適用は問題とされてきました。この問題は昨年11月に開催されたG20首脳の会合でも懸念事項として取り上げられました。

IAS第39号に基づく認識の中止の現行方式は、支配という一要素を重視した新方式に改訂

公開草案はこうした懸念への対応を目指すもので、どの企業が事業体を支配しているか特定する規定の強化案の発表に続くものです。（公開草案「連結財務諸表」はIFRSニュース1月号で取り上げました。）

既存のIAS第39号による認識の中止方式は、同提案によって認識の中止に関する様々な概念の要素の組み合わせではなく、支配を重視する新方式に代わるでしょう。またこの方式案は以下を排除することで簡素化も目指しています。

- ・リスクと経済的便益が存在する範囲を評価するためのテスト
- ・特定のパススルー要件
- ・考えられる3つの認識の中止の結果の1つー継続的関与の範囲内で持続的な認識となる

同案が実施された場合、多くの証券化、債権買取やレポ取引に恐らく非常に大きな影響があるでしょう。

ただし、改訂案は決して全面的に支持されているわけではなく、IASB審議会メンバー5名が別の方式の方が好ましいとの意見を述べています。別の方式も企業が資産の支配を放棄したかどうかを認識の中止の基準としていますが、支配の評価方法が異なり、譲渡の対象となる資産は何かという観点で見えています。

IASBは特に同案によって認識の中止となる金融資産に企業が継続的に関与する状況で、リスクの程度と運用成果の評価を改善するため、IFRS第7号「金融商品：開示」の開示要件の強化も提案しています。

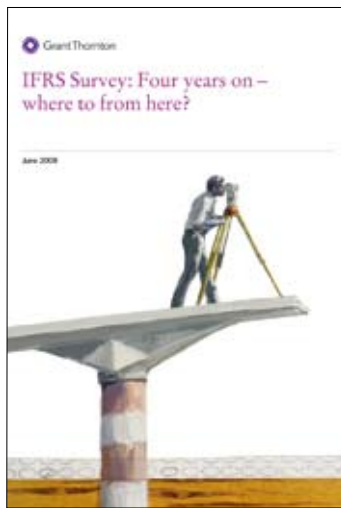
この分野は細心の注意を必要とする分野であることから、IASBは6月にアジア、欧州、北米で円卓会議を開催し、同案と関連した連結財務諸表プロジェクトに含まれる提案に対する意見を求めました。同公開草案は2009年7月31日まで意見を募集しています。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

IAS第39号の既存の認識の中止要件は極めて複雑で、適用の問題が頻繁に起こっているというIASBの抱えている問題意識に同意見です。したがって、IAS第39号の認識の中止要件を見直すというIASBの決定を支持します。

もっとも見直しそのものは支持しますが、認識の中止は複雑で難しい問題であるとも考えており、大幅な変更を早急に実施すべきかどうかは疑問です。短期的には、G20やその他から表明されている懸念事項は開示の改善によってこれまでより上手く対処されると思います。

グラント・ソントン・オーストラリアがIFRSの調査結果を発表



グラント・ソントン・インターナショナル・オーストラリアが「4年後-今後の行方を占う」と題した調査の結果を発表しました。

この調査はIFRSが2005年からオーストラリアで適用されたことによる影響や、IFRS適用により今後どのような影響があるかについて考察しています。調査内容は具体的には以下のような点です。

- ・ IFRS導入の成否
- ・ IFRSを簡素化する必要性の有無
- ・ 将来改善する必要があるか、また感じる場合どのような改善か
- ・ 現状の世界的な金融危機下におけるIFRSの役割をどう捉えているか

調査結果では大多数の回答者がIFRSの導入という過去の決定を支持していますが、IASBが将来の計画の一環としてIFRSの複雑さに取り組むことを求めています。

調査結果は以下のURLからダウンロード可能です。

http://www.grantthornton.com.au/files/gt_ifrs_survey_0509-final.pdf

グラント・ソントン・オーストラリアの監査・保証サービスのディレクター、アンドリュー・アーチャーは結果について次のように述べています。

「2005年に新制度が導入された際には懸念の声もありましたが、オーストラリアは概ねIFRSに適応しています。オーストラリアは新基準をいち早く採用した市場の1つで、いく度かの決算期を経て、調整が必要な部分が見えてようになってきました。これはIFRSに対するオーストラリア市場の考え方を定量的にまとめた初めての調査で、「改善と簡素化」が必要であることが明らかになりました。」

IASBが公正 価値の測定に関する 公開草案を発表

公開草案はIFRSと米国会計基準との差異を縮める長期プログラムの一部

IASBは公開草案「公正価値の測定」を発表しました。この草案の発表は、IFRSと米国会計基準とのコンバージェンス達成に向けたIASBと米国財務会計基準審議会 (FASB) の長期プログラムの一部を成すもので、IFRSと米国会計基準の公正価値測定を一致させるというG20首脳の要請にも沿っています。

同公開草案作成の出発点となったのは、これに対応する米国の基準、SFAS第157号「公正価値の測定」改訂版です。公開草案における公正価値の定義案は、SFAS第157号の定義と同じで、補足となる指針は米国会計基準とほぼ一致しています。

公開草案が採用された場合、各IFRSに含まれる公正価値測定の指針は、一つの統一された公正価値の定義に置き換えられる

現行のIFRSは既に、資産、負債および持分証券の一部を公正価値で測定するよう、既に義務付けています。しかし、IASBとその前身が個別の状況において公正価値による測定・開示が適切であると決定したため、公正価値を測定するための指針は、長期間に渡って断片的にIFRSに追加されてきました。

そのため、公正価値測定の指針は各IFRS間でばらばらになり、基準間で必ずしも整合していません。また、現在の指針は不完全で、測定の明確な目的や確固たる枠組みを提供していません。その結果、IFRSはいたずらに複雑になり、実務上多様な処理が行われている状況にあるといえます。

公開草案では、公正価値の測定とその開示についての枠組みを設定するために、公正価値の定義を取り上げています。公正価値のさらなる広範な利用は、義務付けていません。この公開草案が採用された場合、各IFRSに含まれている公正価値測定の指針は、一つの統一された公正価値の定義とその補足となる指針（取引が活発でない市場における公正価値測定の指針も含む）に置き換えられるでしょう。

公開草案では公正価値を、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産売却時に受取る、または負債移転時に支払う価格と定義しています（出口価格）。実際の取引が測定日でない場合には、公正価値の測定に際して、資産や負債の最も有利な市場における仮想取引を想定します。

公正価値の測定では、企業は以下の事項を決定しなければなりません。

- ・ 測定の対象となる特定の資産や負債
- ・ 資産の場合は、測定に適切な評価の前提
- ・ 資産や負債にとって、最も有利な市場
- ・ 資産や負債の価格決定に際して、市場参加者が利用するデータの入手可能性および公正価値のヒエラルキーの水準を考慮した測定に適切な評価方法

公開草案に対する意見の募集期限は2009年9月28日です。

公正価値測定の公開草案の主な目的は次のようなものです。

- ・ 複雑さを軽減し適用時の整合性を確保するため、IFRSが義務付けている、または認めているすべての公正価値測定における指針の唯一の源泉を定めること
- ・ 測定の目的をさらに明確に伝えるため、公正価値の定義と関連指針を明確化すること
- ・ 財務諸表の利用者が公正価値の利用程度を評価できるように、また、こうした公正価値の算出における入力変数を利用者に知らせるため、公正価値に関する開示を強化すること

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

現在のIFRSに公正価値測定の完全かつ一貫した指針が欠けていることが、各企業によって処理方法が異なり、適用方法が整合性を欠く一因になっているという意見に、グラント・ソントン・インターナショナルも同意します。公正価値の定義を一つに統一することで、一貫性を欠きまた複雑になっているこの分野の現状を、打開できるはずです。

公正価値利用の範囲、およびそうした公正価値の算出に用いた入力変数について追加的な開示を要請することで、企業が採用した公正価値の測定に関して、財務諸表の利用者の理解を深めることができるでしょう。グラント・ソントン・インターナショナルはこのような変更を重要な改善であると考えていますが、IASBに意見を提出する前に、公開草案の内容を詳細に吟味する予定です。

IASBは金融資産の減損に対する 予想損失計上基準の 実行可能性に関する意見を募集

IASBは、IAS第39号「金融商品：認識および測定」の包括的な見直し作業の第2フェーズの一環として、予想損失計上基準に関連した情報を募集

IASBは、金融資産の減損処理の際に、予想損失計上基準が義務付けられた場合に起こりうる実務上の問題に対する情報を募集すると発表しました。この情報の募集では、他の減損方式と比較して優れている点とそうでない点に関する見解は求められておらず、期待キャッシュ・フロー方式の実行可能性に関する情報を求めています。IASBは、このような情報を考慮して金融資産の減損処理案を作成し、2009年10月に公開草案を発表する予定です。

現行規定のIAS第39号では、償却原価で計上されている金融資産の減損処理について、発生損失計上方式を義務付けています。同方式では、減損は損失が発生した時にのみ認識することが求められています。仮に、将来の事象によって損失の発生が見込まれる場合であっても、このような損失は認識されません。

近時の金融危機によって、この方式に対する批判が多く表明されました。特に懸念されたのは、同方式内で整合性がない点、および損失が発生する事象がいつ起こるか明確でない点でした。損失の発生時点は、将来発生する損失を認識する時点より遅れることから、明らかに情報不足になるという点についても、批判されています。

以上の問題やG20首脳からの要請を踏まえ、IASBは予想損失計上基準を代替案として検討しています。この基準では、企業に予想信用損失を継続的に評価するよう義務付けているため、信用損失の早期認識が必要になる可能性があります。これにより、金融資産の価格設定方法、および企業の経営実態がより良く反映されるという意見も出ています。

IASBに対する回答の提出期限は、2009年9月1日です。

現在、IASBは予想損失計上基準の適用における特定の課題を明らかにしています。

- ・ 個別資産および(または)資産ポートフォリオの期待キャッシュ・フローのデータを作成する必要性
- ・ 個別資産および資産ポートフォリオの信用損失を当初予想し、その後予想し直す必要性(発生損失方式では義務付けられていない)
- ・ ポートフォリオ内の特定資産に損失が発生した場合における、個別と全体的な減損評価の相互関係(発生損失方式にもある程度影響)

日本におけるIFRS導入のロードマップ

日本がIFRSの導入に踏み出す可能性があるとは前号でお伝えしましたが、現在、金融庁の主要な諮問機関である企業会計審議会が、日本におけるIFRS導入のロードマップを承認しています。金融庁によるロードマップの正式な承認も、間もなく得られる模様です。

このロードマップによれば、国際的に資金調達・事業活動を行っている上場企業には2010年3月期からIFRSを利用する選択肢が与えられる一方で、強制適用の決定は2012年になるようです。

IFRS導入に向けた動きが起こる可能性を見越して、企業会計審議会は以下の分野に早めに取り組むことを勧めています。

- ・ 現在の世界的な市場動向を踏まえたIFRSの質の検証
- ・ IFRSの適切な日本語への翻訳
- ・ 規制当局や市場参加者に対するIASBの説明責任の改善、および基準設定に関する利害関係者へのフィードバックの強化
- ・ 利害関係者がIFRSを理解し、適切に活用できるようにするための教育と研修
- ・ 国内GAAPの質の向上および基準設定過程への参加拡大を目指した、企業会計基準委員会の機能の向上
- ・ 国内の電子報告システムをIFRSに基づくXBRL(拡張可能な財務言語)報告に利用できるようにIFRSタクソノミの作成

IFRS導入が決定された場合、強制的な適用は2015年か2016年から始まると予想されています。



IASBが年金制度への前払金の会計処理の明確化案を発表

IFRIC第14号の意図しない結果の修正を目的とした公開草案

IASBは、IFRIC第14号「IAS第19号―確定給付資産の上限、最低積立要件、およびそれらの相互関係」の改訂案に関する公開草案を発表しました。

同改訂案は、最低積立要件が存在する法域において、IFRIC第14号が、IAS第19号「従業員給付」を従業員給付制度の加入者を保護する方法として解釈されると言う意図しない結果の修正を、目的としています。

IFRIC第14号では現在、前払いにより生じる制度の余剰金は、将来の勤務提供に関連して必要な将来の最低積立の拠出が、将来的なIAS第19号の勤務費用を上回る場合には、経済的便益として利用可能とは見なされないとしています。したがって、このような場合、前払金は費用として認識されます。

しかし、IASBの見解によれば、前払いを行った企業は、前払いを行っていないならば支払う必要があった将来のキャッシュ・アウトの減少という形で、将来の経済的便益を獲得すると考えられています。また、このような前払いを行った企業は、行っていない企業より経済的に優位にあるため、資産を認識することは、より良い情報を提供することになるとも考えられています。

したがって、IASBは将来的に要最低積立額への拠出額を引き下げる前払いについて、企業に資産として認識することを義務付けるため、IFRIC第14号の修正を提案しているのです。

IFRSの原文が入手可能に

IASBの国際財務報告基準(IFRS)の原文がホームページ(www.iasb.org)から無料で入手できるようになりました。

原文には基準の主文は記載されていますが、結論の前提となった考え方や適用指針など追加的な内容は含まれていません。

IASBがIAS第12号「法人所得税」の改訂を模索

IASBは、「法人所得税」と題した公開草案を発表しました。新基準案が採用された場合、IAS第12号「法人所得税」の既存の基準に置き換わることになります。

公開草案が発表された一因は、世界各国の税制が様々な形態を採る結果、IAS第12号がうまく機能しなくなったことへの対応であり、基準の明確化を求める多くの要望が寄せられたことによるものです。また、IFRSと米国会計基準の差異を縮めるIASBの計画の一環でもあります。

しかし、公開草案では会計処理を簡素化し、基準の原則を強化するため、IAS第12号の

例外規定の大半の削除を提案

同公開草案では、IAS第12号の法人所得税の会計処理の基本的な方式(一時差異方式:将来の税金に与える過去の事象や取引の影響を、課税が確定するまで待たずに現時点で認識する方式)は、維持されています。

しかしながら、公開草案では会計処理を簡素化し、基準の原則を強化するため、IAS第12号の例外規定の大半を削除することを提案しています。以下は、変更案の一部の概略です。

公開草案は、2009年7月31日まで意見を募集しています。

計算手法

企業が資産や負債を帳簿価額で回収、または決済した場合、課税利益に影響がなければ、繰延税金の会計処理は実施されません。

投資

公開草案では、子会社、支店、関連会社や、存続期間が本質的に永久である海外の子会社、合併事業または支店へ投資を行う合併事業への投資から生じる繰延税金資産または負債に関する、一時差異方式のIAS第12号の例外規定を制限するよう提案しています。関連会社については、このような例外規定は無くなりました。

税額控除と投資税額控除の定義の導入

税額控除は、法人所得税の減額という形での税制上の優遇措置と定義します。投資税額控除は、償却可能資産の取得と直接関係した税額控除と定義します。

現行のIAS第12号における当初認識の例外規定の除外

公開草案では、現行のIAS第12号の「当初認識の例外規定」を除外するよう提案しています。それに代えて、当初の帳簿価額とは異なる税務基準額を持つ資産と負債の当初認識を提案しているのです。このような資産と負債は、(i) 企業固有の税法上の立場を除いた資産または負債、(ii) 企業固有の税務上の有利点または不利点に分けられます。企業は、前者をIFRSに従って認識、測定し、帳簿価額と税務基準額との間の一時差異から生じる繰延税金資産または負債を認識します。

不確定な税務上のポジション

公開草案では、未払法人所得税および繰延税金資産・負債は、税務当局が企業から報告された税額を調査し、すべての関連情報を認識しているとの前提で、起こりうる結果の発生可能性による加重平均額を用いて測定することを提案しています。IAS第12号は、不確定な税額の処理については触れていません。

区分

繰延税金資産および負債は、関連する非課税資産または負債の財務報告区分に基づき、流動または非流動に区分されます。現在、IAS第1号「財務諸表の表示」では、すべての繰延税金を非流動と区分するよう義務付けています。同公開草案によれば、繰延税金を発生させる項目と繰延税金残高の区分が、同一になります。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

発生可能性による加重平均額を利用して不確実な税務上のポジションを測定する提案は、現在この分野では「すべてかゼロか」という方式を採用している大多数の企業にとって、大幅な変更になります。各税務ポジションの起こりうる結果の範囲、およびこうした結果になる可能性の判断は、企業によっては難しい作業でしょう。また、公開草案による開示要請は、機密情報の発表につながる可能性もあると思われます。

IASBが「経営者による説明」の作成と発表の指針を提案

適切な「経営者による説明」を作成する基準の提供を目指す指針案

IASBは、企業が「経営者による説明」と呼ばれることが多い説明的な報告文書を作成表示する際に役立つよう、強制力のない枠組み案を公表しました。「経営者による説明」は、企業の財政状態、経営成績、およびキャッシュ・フローが、経営陣の目的やその達成に向けた戦略とどのように関係しているかという情報を提供する経営者にとっての良い機会であるといえます。また、投資家や財務諸表のその他の利用者は、このような情報に非常に関心を持っています。現時点では、経営者による報告文書は多くの法域で義務付けられていますが、説明的な報告文書に関する指針のない法域もあります。多くの企業や利用者が、このような指針を提供する必要性をIASBに指摘してきていました。

指針案は、この分野における国際的なベスト・プラクティスを参考にしています。IASBは、強制力のない指針を提示することで、法域を越えて、「経営者による説明」の一貫性と比較可能性が改善されると考えています。

「経営者による説明」に関する指針案の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ 経営者が、IFRSに準拠して作成した財務諸表と共に開示される意思決定に役立つ「経営者による説明」を作成する際の一助となる当該文書の作成と表示の枠組み案を規定する。
- ・ この枠組みに基づいて作成された「経営者による説明」は、企業の過去と将来の、財政状態、業績やキャッシュ・フローについての解説と同時に、経営陣の目的やその目的の達成に向けた戦略を理解するための背景を、財務諸表の利用者に提供する。
- ・ この枠組みに沿って作成された「経営者による説明」は財務報告の範囲内にあり、よって財務報告の概念的な枠組みの範囲内にある。

この指針案が実施された場合にも、IFRSにはならず、当提案指針に準拠することは、企業がIFRSに準拠していると主張する場合、それを満たす条件にはなりません。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

「経営者による説明」の作成と表示に関する指針案は極めて適切なものです。金融環境が不透明な現状では、財務諸表の利用者は、企業の事業の成果を理解し、意思決定に役立つ重要な情報を求めています。指針案はまた、「経営者による説明」の作成者に役立つ重要な手段ともみなされるでしょう。しかしながら、グラント・ソントン・インターナショナルは、IASBに意見を提出する前に公開草案の詳細を詳しく見ていきたいと考えています。

グラント・ソントン・インターナショナルの 新たな手引書を公表

グラント・ソントン・インターナショナル(GTI)IFRSチームは次のような新たな手引書を4～6月期に発表しました。



金融商品－最高財務責任者(CFO)に役立つ手引き

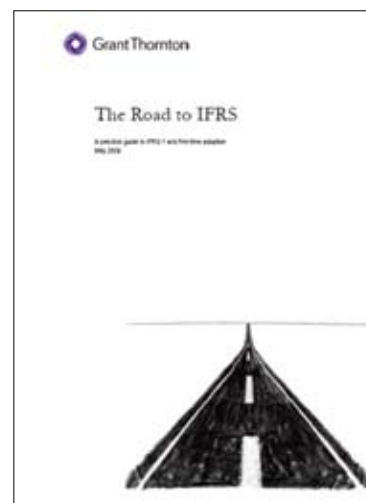
この手引書はIFRSに基づいて財務諸表を作成する企業の最高財務責任者(CFO)向けのものです。IAS第39号「金融商品:認識および測定」の影響、ならびにIAS第32号「金融商品:表示」の関連部分を簡単に説明しています。

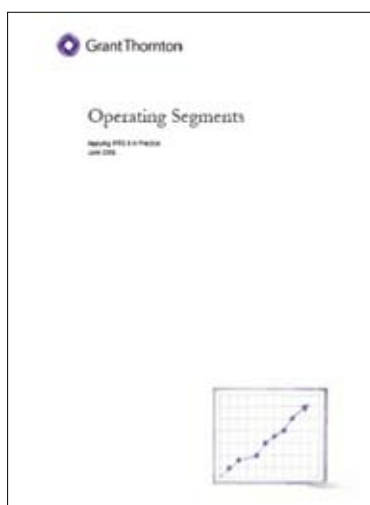
CFOが主要な問題点を見極め、優先順位を付ける際に役立つよう、企業が一般的に直面する主な課題を簡単にまとめています。この手引書はCFOが起こりうる問題の領域を把握する上で役立ち、専門家の詳しい助言を求めるタイミングが分かります。

IFRS導入の手順－IFRS第1号と初度適用の実践的な手引き

この手引書はIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」に関しての課題に直面する企業を支援することを目指しています。

IFRS第1号(2008年改訂)の実施における重要な課題を明らかにしており、特定の問題領域における解釈上の指針も掲載しています。また同基準の開示と開示要件を説明した複数の事例も取り上げています。





事業セグメント—IFRS第8号の実際の適用

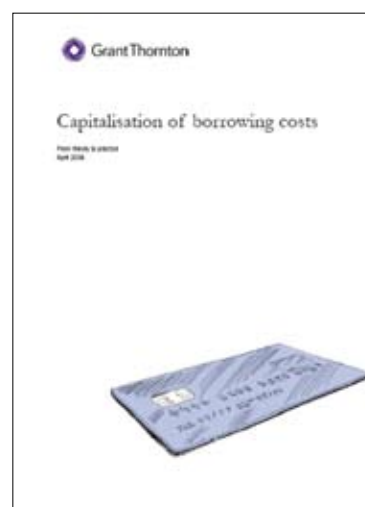
この手引書では、企業がIFRS第8号「事業セグメント」の実際の適用に関しての課題に直面する企業を支援することを目指しています。

IFRS第8号を実施する際の重要な問題を明らかにしており、特定の問題領域における解釈上の指針も掲載しています。また同基準の要件を説明した複数の事例も取り上げています。

借入費用の資産化—理論から実践へ

IASBはIAS第23号「借入費用」の改訂版を2007年3月に発表しました。新基準により、従来基準に基づき借入費用の費用化を標準的に処理していた企業は会計方針が変わります。こうした企業は今後、資産化する借入費用の額を算出する手順を作成する必要があります。

借入費用資産化の概念自体は多くの企業にとって簡単で、馴染みがあるものですが、実際に行う場合にはしばしば問題が起こります。この手引書ではこうした問題を数多く検討し、対処方法を実践的な観点で提供しています。



ここに掲載した手引書は前述の領域にIFRSを適用する際に直面することが多い問題に対する実践的な手引きとなることを目指しています。手引書をご希望の場合は、お近くのGTI事務所担当者までお問い合わせください。

新IFRS基準とIFRICの 解釈指針の発効日

以下の表に、発効日が2008年1月1日以降の新IFRS基準とIFRICの解釈指針を掲載しました。
IAS第8号「会計方針、会計上の見積もりの変更および誤謬」に基づき、企業は新基準と解釈指針に
関して特定の開示が義務付けられています。

発効日が2008年1月1日以降の新IFRS基準とIFRICの解釈指針

基準名	基準または解釈指針の名称	有効となる 会計年度の開始日	早期採用の可否
SME向けIFRS	中小企業向け国際財務報告基準	関連法律毎に決定	関連法律毎に決定
IFRS第1号	国際財務報告基準の初度適用 (2008年改訂)	2009年7月1日	可能
IAS第39号	IAS第39号「金融商品:認識および測定:適格 なヘッジ対象」の改訂	2009年7月1日	可能
IFRIC第17号	非現金資産の株主への分配	2009年7月1日	可能(ただし、IFRS第3号2008 年改訂、IAS第27号2008年改 訂およびIFRS第5号(IFRIC第 17号で改訂)にも適合する必要 あり)
IFRS第3号	企業結合(2008年改訂)	2009年7月1日	可能(ただし2007年6月30日以 後始まる事業年度のみに適用さ れ、IAS第27号2008年改訂と 併せて適用)
IAS第27号	連結および個別財務諸表	2009年7月1日	可能(ただしIFRS3号2008年 改訂と併せて適用しなければ ならない)
IFRIC第18号	顧客からの資産の移転	2009年7月1日以後の 資産移転	可能、過去の移転に解釈指針を 適用するのに必要な評価やその 他の情報を移転時に得ていた 場合
IAS第32号とIAS第1号	IAS第32号「金融商品:表示」、およびIAS第1 号「財務諸表の表示:ブット可能な金融商品と 清算時に発生する義務」の改訂	2009年1月1日	可能(ただしIAS第39号、IFRS 第7号およびIFRIC第2号の関 連した改訂と併せて適用しなけ ればならない)
IFRS第1号とIAS第27号	IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」 およびIAS第27号「連結および個別財務諸 表」の改訂	2009年1月1日	可能
IFRS第7号	IFRS第7号「金融商品の開示:金融商品に関 する開示の改善」の改訂	2009年1月1日	可能

発効日が2008年1月1日以降の新IFRS基準とIFRICの解釈指針

基準名	基準または解釈指針の名称	有効となる 会計年度の開始日	早期採用の可否
IFRS第2号	IFRS第2号「株式報酬:権利確定条件および 取り消し」の改訂	2009年1月1日	可能
IAS第1号	財務諸表の表示	2009年1月1日	可能
IAS第23号	IAS第23号「借入費用」の改訂	2009年1月1日	可能
IFRS第8号	事業セグメント	2009年1月1日	可能
IFRIC第15号	不動産の工事契約	2009年1月1日	可能
複数	IFRSの2008年年次改善	2009年1月1日 (特に明記されていない限 り)	可能
IFRIC第16号	在外営業体に対する純投資のヘッジ	2008年10月1日	可能
IAS第39号とIFRIC第9 号	組込デリバティブーIFRIC第9号とIAS39号の 改訂	2009年6月30日以後終 了する事業年度	可能
IAS第39号とIFRS第7号	金融資産の分類変更ーIAS第39号「金融商 品:認識および測定」、およびIFRS第7号「金融 商品:開示」の発効日と移行の改訂	2008年7月1日(2008年 11月1日以後の分類変更 は変更日から有効。 2008年11月1日以前の 分類変更は2008年7月1 日以降に有効)	不可
IAS第39号とIFRS第7号	IAS39号「金融資産の分類変更:発効日と移 行」の改訂	2008年7月1日(上記の 移行規則を明確化)	不可
IFRIC第13号	カスタマー・ロイヤリティ・プログラム	2008年7月1日	可能
IFRIC第12号	サービス譲渡契約	2008年1月1日	可能
IFRIC第14号	IAS第19号ー確定給付資産の制限、最低積立 要件およびそれらの相互関係	2008年1月1日	可能

意見を募集

以下の表はIASBが現在、意見が募集されている文書と募集期限です。GTIは各公表文書に意見を表明する予定です。

文書の種類	基準名	意見の募集期限
公開草案	経営者による説明	2010年3月1日
公開草案	公正価値の測定	2009年9月28日
公開草案	金融商品:分類および測定	2009年9月14日
公開草案	認識の中止 (IAS第39号とIFRS第7号の改訂案)	2009年7月31日
公開草案	法人所得税	2009年7月31日
公開草案	最低積立要件の前払い (IFRIC第14号の改訂案)	2009年7月27日
ディスカッション・ペーパー	負債の測定における信用リスク	2009年9月1日
ディスカッション・ペーパー	リース:予備的見解	2009年7月17日
情報募集	(「予想損失方式」) 金融資産の減損:期待キャッシュ・フロー方式	2009年9月1日



www.gti.org

© 2009 Grant Thornton Taiyo ASG . All right reserved.